

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(自然環境：綾部市地域防災計画)

綾部市の位置は、東経 135 度 16 分、北緯 35 度 18 分にあり、京都府のほぼ中央部に相当する。東側は、福井県高浜町、おおい町に、南側は京都府南丹市、京丹波町及び福知山市に、西側は福知山市に、そして北側は、舞鶴市にそれぞれ接している。

面積は、347.10 ㎢で、市域は、由良川水系及び伊佐津川水系の両流域からなり、さらに、由良川水系流域は、犀川、八田川及び上林川の各支流流域等で構成されている。

(地形、地質及び地盤：綾部市地域防災計画)

綾部市には、三国岳に源を発する由良川が、市街地の東端及び北端を直角に流れ、その流路延長は 146 km、流域面積は 1,880 ㎢で、近畿地方においては、日本海に注ぐ河川で最大級のものであるが、本市域の辺りから河床勾配が急に緩やかになり、蛇行する流路とあいまって、過去に幾度となく大きな水害をもたらしてきた。最近では、国及び京都府による河川改修・築堤が進み、市街地では被害が減少しつつある。

また、地質は、南部の山地が丹波帯古生層、北部の山地が舞鶴帯古生層に属し、その間に市野瀬層群が分布するとともに、河川沿いの低地には、氾濫による洪積層又は沖積層が分布している。このことから、由良川流域の洪積層又は沖積層を抱える地域は、地盤が悪いと推定されている。

(気象条件：綾部市地域防災計画)

綾部市に最寄りの舞鶴特別地域気象観測所の年平均気温の平年値は 14.5 度で、月平均気温の平年値の最高は、8 月の 26.9 度、同じく最低は、1 月の 3.5 度である。また綾部地域雨量観測所の年降水量の平年値は、約 1,540 ミリである。

地震について、舞鶴市下福井（舞鶴特別地域気象観測所）では、1955 年以降、震度 5 以上は観測されていない。

※舞鶴特別地域気象観測所の年平均気温の平年値の統計期間は、1981 年から 2010 年、綾部地域雨量観測所の年降水量の平年値の統計期間は 1982 年から 2010 年である。

(洪水：綾部市ハザードマップ、京都府マルチハザード情報提供システム)

綾部市のハザードマップおよび京都府マルチハザード情報提供システムによると、当商工会議所のある綾部市西町 1 丁目から JR 綾部駅付近の市街地において洪水浸水想定は 0.5m 未満の浸水が想定されている。

また、由良川とその支流である上林川や犀川の流域では、3～5m 又は 5m 以上の浸水の危険性が指摘されている。

とりわけ由良川沿いの府道綾部福知山線と中丹広域農道は、浸水による通行止めにより、福知山市との往来が困難になることが多かったが、堤防未整備区間への築堤、雨水ポンプ場の整備が行われていくことから、被害の軽減が期待される。

(土砂災害：綾部市ハザードマップ、京都府マルチハザード情報提供システム)

綾部市のハザードマップおよび京都府マルチハザード情報提供システムによると、山間部を中心に土砂災害特別警戒区域が点在している。市街地の急斜面においても土砂災害が懸念される区域があり、市内全域において土砂災害に対する注意が必要である。

また、市内の全ての地区において、土砂災害警戒区域または特別警戒区域が存在し、土砂崩れによる国道 27 号線や国道 173 号線などの通行止めにより、隣接する舞鶴市、福知山市、福井県大飯郡おおい町との往来が同時に困難となった事例もある。

(地震：J-SHIS、京都府)

地震ハザードステーションの防災地図によると、JR 綾部駅付近の中心市街地から福知山にかけての JR 山陰線沿いでは、震度 6 弱以上の地震が今後 50 年間に発生する確率は 3～6%、それ以外のほとんどの地域では 0.1～3%となっている。

なお、京都府の資料によると、綾部市の西南部～東北部にかけて走る「上林川断層」がマグニチュード 7.2 の地震を引き起こした場合、綾部市の南西部では震度 7、それ以外の地域では震度 6 という予測結果が出ており、加えて綾部市の平野部で液状化危険度が高いとされている。

(感染症：厚生労働省)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、新型コロナウイルス感染症と同様に世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすおそれがある。

(2) 商工業者の状況（経済センサス活動調査・市区町村別企業数[民営、非一次産業、2016 年]）

商工業者数	1,037
中小企業数	1,036
小規模事業者数	928

産業分類別事業所数では、「卸売業・小売業」が 358 事業所で、全体の 23.4%を占めており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」206 事業所（13.5%）、「製造業」192 事業所（12.5%）、となっており、上位 3 業種で全体の 49.4%を占めている。

また、第 1 次～第 3 次産業別では、「第 1 次産業」が 22 事業所（1.4%）、「第 2 次産業」が 354 事業所（23.1%）、「第 3 次産業」が 1,155 事業所（75.4%）となっており、「第 3 次産業」の占める割合が高くなっている。

地区別に事業所数をみると、「綾部地区」に事業所が集中しており、729 事業所（47.6%）、次いで「中筋地区」202 事業所（13.2%）、「豊里地区」120 事業所（7.8%）となっている。

（綾部市の事業所）<https://www.city.ayabe.lg.jp/somu/shise/toke/documents/h28keisen.pdf>（あやべ統計書 R1）

(3) これまでの取組

1) 綾部市の取組

・地域防災計画等の策定

綾部市地域防災計画は一般対策計画編、震災対策計画編、原子力災害対策計画編、事故対策計画編の 4 つの編で構成されており、また、綾部市水防計画は水害時の水防活動について策定している。

これらの計画は、水害や地震等の災害に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、綾部市と国や京都府、消防関係機関、公共機関などで構成する綾部市防災会議において策定しており、毎年更新している。

この他に、各種協定、防災資料、様式等を掲載した資料編、原子力災害時の住民避難について策定した住民避難計画、新型コロナウイルス等対策行動計画がある。

・防災訓練の実施

綾部市では、「防災の日（9 月 1 日）」を中心とした防災週間に綾部市防災訓練を実施している。

実施に当たっては、災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、市民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行っている。

- ・防災備品の備蓄

綾部市では、災害に備え、食料、飲料水、生活必需品等を備蓄しており、備蓄物資のうち、耐用年数、賞味期限のあるものは、随時、入替えを行っている。

災害が発生し、多くの避難者が発生した場合には、指定避難所に備蓄品、食料品、日用品等の物資を備蓄し、これを管理することは困難であるので、物資配送センターを開設し、物資の統括管理体制をとり、指定避難所の在庫管理負担を軽減する。

市民に対しては、日ごろから市民の防災意識の高揚に努め、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（可能であれば1週間分以上）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発している。

また、市が開設する避難所については、マスクと消毒液を配備する。

- ・感染症等対策備品の備蓄

綾部市立病院において、感染症患者の治療を行うために必要な医療装備品は、おおむね備蓄できており、医療提供体制は整っている。また、消毒用アルコール、マスク、フェイスシールド等の基本的な感染症対策備品は充足している。

2) 綾部商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

綾部商工会議所会報において国等のBCPに関する施策を掲載しているほか、保険制度やセミナーのチラシを配布するなどして情報を提供している。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

綾部市防災協会と共催で「BCP（事業継続計画）策定支援ワークショップ」を開催しており、BCPに詳しい講師を招聘し、市内事業所の策定を支援している。

- ・BCPに関する損害保険制度加入促進

日本商工会議所ビジネス総合保険制度への加入促進として、チラシ配布やセミナー開催時にPRを行うなど、経営上のリスクを回避するため保険加入を推奨している。

- ・防災備品備蓄

指定管理を受けている綾部市I・Tビルにおいて、備蓄品置場を確保し、綾部市の協力により防災備品（スコップ、懐中電灯、飲料水等）を備蓄する。

また、感染症対策として、マスク、消毒液等の備品を一定量備蓄している。

- ・綾部市が実施する防災訓練への参加及び協力

綾部市防災訓練への参加や協力を事業所へ呼びかけている。

- ・感染症対策

綾部商工会議所においては、マスクの着用、共用部の使用後にアルコール消毒の徹底などに努めるほか、インフルエンザ予防ワクチン接種に対する助成や新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの接種に伴う体調不良への配慮としての特別有給休暇取得制度など、職員の感染予防に配慮している。

事業所の感染症対策としては、綾部市長と綾部商工会議所会頭の連名で事業主宛に、新型コロナウイルス感染症対策において「ワクチン接種しやすい環境整備のお願い」を送付、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨を行っているほか、綾部商工会議所会報で、職場で感染者が確認された場合の対応、リスクマネジメントとしての日本商工会議所保険制度等の周知を行っている。

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について、綾部商工会議所と綾部市で協力する具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

保険制度については、職員での対応では限界があるため、会員である損害保険会社や損害保険代理店と協力して加入促進を図っているが、まだまだ加入は進んでいない。

また、事業者に対し職場で感染者が確認された場合の対応や体調不良者を出社させないルール作り、並びに感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品等についても一定の備蓄を行うよう呼び掛ける必要がある。

III 目標

- ・事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクの認識と、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、綾部商工会議所と綾部市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	策定目標（年間）	
		B C P	事業継続力強化計画
1,037	928	10	10

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・綾部商工会議所と綾部市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

- ・綾部商工会議所会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・関係機関等と連携して事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年度に作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・綾部市防火防災協会等と連携して、損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・綾部商工会議所において、小規模事業者のBCPおよび事業継続力強化計画等の取組状況を確認する。
- ・綾部商工会議所及び綾部市の担当部署間で、状況確認や改善点等について定期的な協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0程度の地震）が発生したと仮定し、綾部商工会議所と綾部市で連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後5時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を綾部商工会議所と綾部市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、綾部市における感染症対策本部設置に基づき綾部商工会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・綾部商工会議所と綾部市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・綾部市だけでは災害対応が困難であり、他の自治体や他の機関への支援要請が必要とされる。 ・明らかに被害が見込まれる地域において連絡が取れない。
被害がある	・綾部市内にて被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

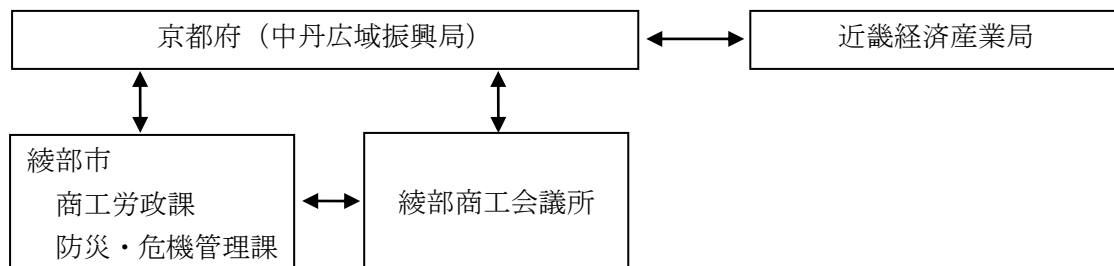
- ・本計画により、綾部商工会議所と綾部市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回
2週間～1か月後	1週に1回
1か月以降	1か月に1回

- ・綾部市の災害対策に関する発表を踏まえ、綾部商工会議所においても必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・綾部商工会議所と綾部市は自然災害による被害状況の確認方法（建物、設備、商品等）について、あらかじめ確認しておく。
- ・綾部商工会議所と綾部市が共有した情報を、綾部商工会議所又は綾部市より京都府中丹広域振興局へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、綾部商工会議所と綾部市が共有した情報を京都府の指定する方法にて綾部商工会議所又は綾部市より京都府へ報告する。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、綾部市と相談する（綾部商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、京都府、綾部市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・京都府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を京都府に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 11 月現在)

(1) 実施体制

綾部商工会議所 専務理事		綾部市 農林商工部長		綾部市 危機管理監
綾部商工会議所 ・ 事務局長 ・ 法定経営指導員	確認 ↔ 連絡調整	綾部市農林商工部 商工労政課	確認 ↔ 連携	綾部市市長公室 防災・危機管理課

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大槻 剛士（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・ 本計画の具体的な取組の企画や実行

・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①綾部商工会議所

〒623-0016 京都府綾部市西町一丁目50番地の1 綾部市 I・Tビル4階

電話：0773(42)0701 F A X：0773(42)2777

E-mail：daihyou@ayabe-cci.jp

②綾部市商工労政課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

電話：0773(42)4263 F A X：0773(42)4406

E-mail：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

その他

・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	170	170	170	170	170
専門家派遣費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	50	50	50	50	50
広報費	20	20	20	20	20
防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、綾部市補助金、京都府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

[illegible]